ハラスメント：

しない／
させない／
ひとりで悩まない／ために

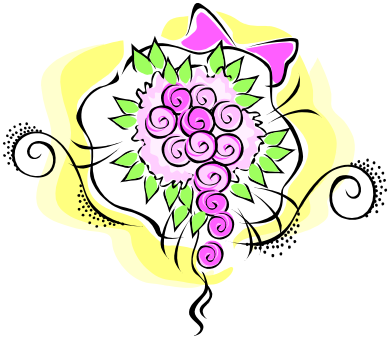

学校法人　高木学園

- 柳川リハビリテーション学院
- 大川看護福祉専門学校
- 福岡国際医療福祉大学

ハラスメント防止委員会

目 次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

ハラスメントとは？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

加害者にも被害者にもならないために ・・・・・・・・・ ５

ハラスメントの被害に
あったときにできること ・・・・・・・・・・・・・・ ７

ハラスメントの相談窓口 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ９

ハラスメントに関する本学園の方針・・・・・・・・・・・ 11

おわりに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

＜資料編＞
ハラスメントに関する学内の規程 ・・・・・・・・・・・・・ 14

ハラスメント相談員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

はじめに

学園に関わる全ての人(教職員、学生)は、人権意識を高めることによって、お互いの信頼関係を強め、よりよい人間関係を礎にして社会の発展に貢献することを願っています。

私たちの学園は、開学の理念として社会に広く開かれた大学・学院・学校という特色を持ち、多様な立場や考え方をもつ人がキャンパスに集まっています。個人の人権と尊厳を守る立場から、セクシュアル・ハラスメントを含む様々な人権侵害に当たる言動や行為を排除し、快適なキャンパス生活を守り、未来に向けたキャンパス作りに励むことが要求されています。

人はみな、平等で個人として尊重されるべき基本的人権を持っています。ハラスメントの言動や行為は、性その他の理由によって人権を侵害する許すことのできない社会的問題です。

セクシュアル・ハラスメントのほかにも、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどもあり、これらを含めて、ハラスメントを起こさない・起こさせないために、また万一被害にあったときにはひとりで悩まないために、実際の用に供してもらうことを願ってこの冊子を作りました。

ハラスメントとは？

ハラスメントとは、次の各号に掲げる行為をいいます。

１．セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、相手の望まない性的な言動、性に関する固定観念や自分の考え方を押しつけることによって、相手に不快・屈辱・精神的苦痛を感じさせることを言います。

２．その他のハラスメント

社会的関係や地位を利用して、相手に不当な圧力をかけ、これを拒んだ場合には、教育・研究・臨床実習・クラブ活動・雇用、その他の生活の場で不利益が生じるなどの脅迫や嫌がらせの言動を行うことをいいます。アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントがその代表的なものですが、場合によっては、これらのハラスメントとセクシュアル・ハラスメントとが合わさって起こることもあります。

これらのハラスメントは、個人的な感じ方の問題として生起しますから、加害者としての認識がなくても、相手に性的な言動や不当な圧力ととられ、不快や脅威を感じさせる場合もハラスメントになることを知っていなくてはなりません。

では、具体的に大学・学院・学校内外で、どのようなことがハラスメントになるのでしょうか。

(1) 言葉によるハラスメントの例

- 「男のくせに」とか「女のくせに」などと言われ、不愉快になった。
- コンパや部活の場で、「胸が大きい」とか「胸が小さい」とか、身体に関することを言われ、不愉快になった。
- 「お茶くみやお酌は女子のやること」と言われた。
- 「異性関係にだらしない」などの不本意な噂を流された。
- 実習先で、「女子は使いにくい」などと繰り返し言われた。
- アルバイト先で、腹痛を訴えたら「生理か？」とみんなの前で聞かれた。

- 講義中、教員の卑猥な言動に対して抗議をしたら、「嫌なら出席しなくて良い」、「冗談の通じないような学生には単位をやらない」と言われた。

(2) 行動によるハラスメントの例

- 実習先で、患者にわざと胸や腰を触られた。
- 顔をじぃっと見られたり、身体をじろじろと見られたりした。
- 実技の実習で教員に、必要以上に手をとって指導をされて、不快であった。
- 身体に関する実技の実習で教員に、必要以上に肌を露出させられたり、ことわりもなく身体に触られたりした。
- 合宿やコンパの席で、酒に酔った教員や学生に、身体をさわられた。
- 飲酒をしつこく強要された。
- 男性・女性というだけで、公平な扱いや評価がなされなかった。特に、女性が少ない場合、女性が特別扱いされた。
- 研修旅行先で、ホテルの部屋に呼ばれ、夜遅くまで酒の酌をさせられた。
- 教員から車の送迎を強要され、断わると成績に影響すると思わせられた。
- 上司から必要な情報が故意に与えられなかった。

(3) 視聴覚媒体によるハラスメントの例

- 研究室にヌードポスターが貼ってあって、不快で居心地が悪かった。
- 卑猥な雑誌やアダルトビデオを、わざと見せられ、嫌がるとおもしろがられた。

(4) インターネットや携帯電話などによるハラスメントの例

- 交際を断わったら、無言電話をしつこくかけてこられた。
- たいした用件もないのに、夜遅くたびたび携帯に電話された。
- メールアドレスを勝手に「出会い系サイト」に掲載され、不快なメールがたくさん届いた。
- ホームページに根も葉もない卑猥な噂話をのせられた。

加害者にも被害者にもならないために

(1)　加害者にならないために

性的な言動や不当な圧力に対する受けとめ方には、個々の状況によって個人差がありますが、ハラスメントであるかどうかの判断は、被害者の判断が基準となります。あらゆる人間関係において、相手の人格を尊重し、対等な関係をつくっていくことが大切です。気がつかない間にハラスメントの加害者にならないよう、次のようなことに心がけましょう。

- 「良好な人間関係」にあり、この程度のことは相手も許容するだろうと勝手な思いこみをしないこと。
- 地位や立場上の違いから、相手がはっきりと拒否の意思を示すことができない場合もあります。それを合意だと勘違いしないこと。
- 学習・研究上の指導や助言をしたり、学生生活上の相談を受けたりするときには、ドアを開けておくなどの工夫をして、誤解を招かないようにすること。
- 言動の表現について多様な受けとめ方があることに十分な配慮をおこない、特に過度な物理的接近・接触はさけること。
- 実技実習や臨床実習の場において身体接触や肌の露出が必要になる場合は、場面に応じて相手に一言ことわる、露出を最小限にする工夫をする、などを習慣化すること。
- ハラスメントにあたるかどうかの判断は自分ではなく相手の側にあるという認識をしっかりと持つこと。

(2) 被害者にならないために

ハラスメントの加害者のなかには、自分の思い込みや勘違いを反省せずに、相手に「スキ」があったからだなどと、被害者の側に責任を転嫁しようとするものが多くいます。とりわけ、「肌を露出する服装」や「派手なお

化粧」、「親しげな言葉遣い」は挑発や誘導の行為だと誤解をうけることも事実です。もちろん、勝手な思い込みからその「スキ」につけこんで、相手の心身を傷つけることは許されないことです。しかし、そういう思い込みをされないよう、身を守るためにも、自分の服装や言動に責任を持ち、毅然とした態度で行動をすることが必要です。その他、以下のことにも気をつけましょう。

- 住所や携帯電話番号、メールアドレスなどの個人情報を、不用意に知らせないこと。
- 学習・研究・就職相談などの際、過度に相手に接近しないなど、節度のある態度をこころがけること。
- アルバイトや就職活動に際しても、注意深く行動し、軽い気持ちで誘いにのらないこと。
- 相手の言動に不快や苦痛を感じる場合は、そのことをはっきりと相手に伝える勇気を持つこと。
- 不安を感じるときは、はやめに周囲に相談したり、助けを求めたりすること（ハラスメント相談室については P9～P10）。

ハラスメントの被害に　あったときにできること

(1) ハラスメントの被害にあったときにできること

ハラスメントを受けたと感じた場合、一人で悩んで不快な気持ちを抱えていても問題は解決しません。無視したり受け流していたりしても、その場限りの逃げ道で、状況は改善されません。ハラスメントが深刻になる前に、また、ほかの被害者をつくらないためにも、そして、認識のない加害者に事の重大さを知らしめるためにも、勇気をもって次のことをしましょう。

- どんな些細なハラスメントでも、毅然とした態度で、はっきりと相手に不快感を伝え、必要ならば、「NO」の意志を告げましょう。そのことが、加害者を減らすことにもつながります。
- 一人で悩まないで、信頼できる人、もしくは相談員（次項）にすぐ相談しましょう。
- いずれはなくなるだろうとうやむやにしたり、わかってくれるだろうと期待したりしないことです。
- 一番いけないのは、自分に非があったのではと、自分を責めることです。
- あなたの受けたハラスメントについて、いつ、どこで、だれから、どのような被害をうけたか、できるかぎり詳細な事実の記録をつけておきましょう。問題解決の役にたちます。

(2) ハラスメントを受けた人の権利

ハラスメントはあくまでも、被害者の判断・感じ方に基準があるのですから、被害者としての権利をしっかりと認識したうえで、行動をとることが大切です。ハラスメントを受けた側には、次のような権利があることを念頭においてください。

- 自分の気持ちと判断にしたがって、何をなすべきか決める権利があります。
- 被害を主張する権利があります。
- 被害者としておとしめられることなく、公正に扱われる権利があります。
- 被害者として、怒り、悔しさ、悲しみ、不安などの感情を訴える権利があります。
- 必要な情報やアドバイスを受け、相談・指導を受ける権利があります。

(3) 友人からハラスメントの相談を受けたら

友人からハラスメントにあって悩んでいると打ち明けられたら、うやむやにせず、毅然として対応するようにアドバイスしてあげましょう。そして、自分たちだけでは解決できないと感じたときには、ためらわずに相談員に相談するようにしましょう。

ハラスメントに関する　相談窓口

被害について話すことは、勇気のいることですが、とても大切なことです。相談窓口で、真剣に自分の気持ちに耳を傾けてもらい、援助を受けることによって、自分自身で、自分の被害と向き合い、それを乗り越えていくことができます。もちろん、相談は個人の秘密として守られ、問題解決の過程では、常に相談者の意思が尊重されます。ひとつの問題を解決することによって、将来の力になりますので、ためらわないで相談窓口を利用しましょう。

本学・学院・学校ではハラスメントに関して専門の相談員を置いています。学内だけでなく、アルバイト先や実習先など、学外で起こったハラスメントについても相談することができます。

(1) 相談員

通常３～５名程度の教職員がハラスメント相談員として相談にあたっています。相談員の氏名と連絡先は学内掲示板にてお知らせします。

(2) 申し込みの方法

相談を希望する相談員に直接、電話またはメールで面接を申し込んで下さい。相談員が時間と場所を指定します。

電話やメールで相談にのってもらうことはできません。必ず面談の予約を取りつけ、直接会って相談するようにして下さい。

(3) 相談窓口で（相談員に）してもらえること

ハラスメントを受けて困っているとき、どうしていいかわからないとき、あるいは誰かの援助を受けながら問題の解決に立ち向かいたいとき、相談にのってもらえるのがハラスメント相談員（以下、相談員）です。

相談員には次のことをしてもらうことができます。

- 話を聞いてもらい、気持ちの整理を助けてもらう。
- 加害者にどのような対処をすればよいか、相談にのってもらう。
- 本学・学院・学校のハラスメント調査委員会（後出）に調査を依頼するにあたって、判断と手続きを援助してもらう。
- 緊急時に、とりあえずの行動指針を示してもらう、など。

註）ハラスメント相談員はハラスメント相談のみに応じます。その他の相談は学生相談室で受けつけています。

ハラスメントに関する本学園の方針

本学・学院・学校ではハラスメントの防止策ならびに事件が起こった場合の対処策として次の３つを行っています。

(1) 啓発活動

このために柳川リハビリテーション学院・大川看護福祉専門学校・福岡国際医療福祉大学にそれぞれハラスメント防止委員会を置いています（資料編、「ハラスメント防止委員会規程」参照）。本学・学院・学校の学生、教職員に対する啓発活動ならびに学外の関係者に対する協力依頼活動は、同委員会が立案し、学長・学院長・学校長に答申します。具体的には以下のような事項があげられます。

- 在学中の学生／教職員に対する教育活動（講演等）
- 新入の学生／教職員に対するオリエンテーション活動
- パンフレット、ポスター、ホームページなど視覚媒体による啓発活動（学園の基本対策、学内支援機関の紹介を含む。）
- 実習先、アルバイト関係者等学外の関係者への協力の依頼
- 参考図書・資料の整備（図書館で供覧）
- その他

(2) 相談窓口の常設

「柳川リハビリテーション学院・ハラスメント相談員／大川看護福祉専門学校・ハラスメント相談員／福岡国際医療福祉大学・ハラスメント相談員」の制度を設け、学内の教職員の中から３～６名程度を同相談員に任命することを定めています（資料編、同相談員規程参照）。

この相談は、相談を求める人と応じる人の二者関係の中で行われるものであり、そのことのために相談員が推定加害者に会うことはありません。

また、第三者に関連情報を求めたり、それを共有したりすることもありません。

相談員が行うこととして、次のようなことがあげられます。

- 相談願い出の受け入れと内容の整理
- 解決のための選択肢の提示と助言
- 事件の調査等をハラスメント調査委員会（後出）に願い出る際の手続きの支援
- 緊急時の行動指南
- その他

(3) ハラスメント調査委員会の設置

相談員の助言だけでは問題の解決が見込めず、公正な第三者の介入が必要となるときのために、「ハラスメント調査委員会（以下調査委員会）」の設置規程を定めています（資料編、同調査委員会規程参照）。この調査委員会は、当事者から願い出があったときに臨時特設委員会として学長・学院長・学校長が招集するもので、学長・学院長・学校長の指名を受けた者によって構成されますが、必要に応じて学外の法律および精神保健の専門家の参加を要請することになっています。

調査委員会では、被害申し立て者ならびに推定加害者との面談を行い、調査の結果を学長・学院長・学校長に報告します。調査の過程は非公開です。

報告を受けた学長・学院長・学校長は、紛争の調停、被害者の救済、加害者の懲戒処分に関すること、二次的被害と加害の予防措置、その他に関して、決断、実行することになっています。

おわりに

この冊子は、グループ校の国際医療福祉大学のセクシュアル・ハラスメント防止委員会が学生と教職員を対象に行ったアンケート調査の結果と、最近の数年間にわが国の大学関係者の間で培われてきたコンセンサスをもとに作られました。

しかし、関係者の合意は時間の流れとともに変化して行くものです。私たちの専門学校が真に自由で人権がまもられる環境を維持していくためには、メンバーがつねに意見を出し合い、互いの意向を確かめ合っていくことが大切です。

本学・学院・学校におけるハラスメントの防止と対策についてご意見、ご提案のある方は、いつでもハラスメント防止委員会までお知らせ下さい。

柳川リハビリテーション学院ハラスメント防止委員会
（電話０９４４－７２－１００１）
大川看護福祉専門学校ハラスメント防止委員会
（電話０９４４－８８－３４３３）
福岡国際医療福祉大学ハラスメント防止委員会
（電話０９２－８３２－１２００）

以上

資料編：ハラスメントに関する学内の規程

■ハラスメント防止委員会規程〔専門学校〕

（目的）

第１条　柳川リハビリテーション学院・福岡国際医療福祉学院・大川看護福祉専門学校は学生に対するハラスメントを防止するために、学院長・学校長の下に「ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）」を置く。

（委員会の構成）

第２条　委員会は、学院長・学校長が指名する専任教職員をもって構成する。但し、総数は 10 名以内とする。

（委員長）

第３条　委員会に委員長を置き、委員のなかから学院長・学校長が指名する。

（任　期）

第４条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

（運　営）

第５条　委員長は、委員会を統括する。

２　委員会は非公開とする。

３　委員会には必要に応じて相談員を出席させることができる。

（委員会の任務）

第６条　委員会は、ハラスメントを防止するために必要な事項を立案し、学院長・学校長に答申する。

２　委員会は、学内におけるハラスメントの疑いのある事例を学院長・学校長に報告する。

（守秘義務）

第７条　委員は、関係者のプライバシーの保護に努めると共に、審議に関して知りえたことを他に漏らしてはならない。

附則　この規程は、平成２０年４月１日より施行する。

■　ハラスメント相談員規程〔専門学校〕

（目　的）

第１条　ハラスメントの相談に応ずるために、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

（任　命）

第２条　相談員は、柳川リハビリテーション学院・福岡国際医療福祉学院・大川看護福祉専門学校の教員及び事務職員の中から各ハラスメント防止委員会の委員長が任命する。

２　相談員は、３名程度とする。

３　相談員の氏名及び学内連絡先は、毎年度のはじめに学内に公表する。

４　相談員の任期は２年とし、再任を妨げない。

（任　務）

第３条　相談員の任務は次の各号に掲げる事項とする。

一　学生・教職員のハラスメントの相談に応じる。

二　前号の相談についてハラスメントの疑いが認められた場合は、ただちにハラスメント防止委員長に報告する。

（守秘義務）

第４条　相談員は、相談者のプライバシーの保護に努めると共に、相談に関して知りえたことを他に漏らしては成らない。

附　則　この規程は、平成２０年４月１日より施行する。

■　ハラスメント調査委員会規程〔専門学校〕

（目的）

第１条　この規程は柳川リハビリテーション学院調査委員会/福岡国際医療福祉学院調査委員会/大川看護福祉専門学校調査委員会（以下、調査委員会と称する）に関する必要な事項について定める。

（委員会の招集）

第２条　学院長・学校長はハラスメント防止委員会規程第６条第２項の報告を受け、必要があると判断した場合には、ただちに調査委員会を招集する。

（委員の指名）

第３条　委員の指名は学院長・学校長が行う。

2. 学院長・学校長は学外の法律及び精神保健の専門家等を指名することができる。

（委員長）

第４条　調査委員会に委員長を置き、委員の中から学院長・学校長が指名する。

（任務）

第５条　調査委員会は、学院長・学校長から諮問された事案について、被害申し立て者ならびに推定加害者として申し立てられている者との面談を行い、必要に応じて当該事例の関係者からも状況について事情を聞き、調査を行い、その結果を学院長・学校長に報告する。

（守秘義務）

第６条　委員は、当事者のプライバシー保護に努め、調査の過程において知りえたことを一切他に漏らしたり、利用したりしてはならない。

（資料の保管）

第７条　調査ならびに処理結果は公式記録として各校の事務部で保管する。

附則　この規程は、平成２０年４月１日より施行する。

■ハラスメント防止委員会規程〔大学〕

（設置）

第１条　福岡国際医療福祉大学（以下「本学」という。）における学生及び教職員に対するセクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント並びにパワー・ハラスメント（以下「ハラスメント」という。）を防止するために、福岡国際医療福祉大学ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の目的）

第２条　委員会は、本学におけるハラスメントを防止するために必要な事項を立案し、学長に答申する。

２　委員会は、本学におけるハラスメントの疑いのある事例を学長に報告する。

（委員会の構成）

第３条　委員会は、学長が指名する専任の教員及び職員をもって構成する。ただし、総数は１０名以内とする。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置き、委員の中から学長が指名する。

（任期）

第５条　委員の任期は１年とし、再任を妨げない。

（運営）

第６条　委員長は、委員会を統括する。

２　委員会は、非公開とする。

（相談員）

第７条　本学におけるハラスメントの相談に応じるために、委員会の下にハラスメント相談員を置く。

２　相談員の指名及び学内連絡先は、毎年度のはじめに学内に公表する。

３　委員会には、必要に応じて相談員を出席させることができる。

４　相談員について、必要な事項は別に定める。

（守秘義務）

第８条　委員は、関係者のプライバシーの保護に努めるとともに、審議に関して知りえたことを他に漏らしてはならない。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

■　ハラスメント相談員に関する細則〔大学〕

（目的）

第１条　福岡国際医療福祉大学ハラスメント防止委員会規程第７条第４項の規定に基づき、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメント（以下ハラスメントという。）の相談に応じるために、福岡国際医療福祉大学（以下「本学」という。）にハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

（任命）

第２条　相談員は、本学の専任教員及び事務職員から、学長が任命する。

２　相談員は、６名以内とする。

３　相談員の氏名及び学内連絡先は、毎年度当初学内に公表する。

４　相談員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

５　相談員に欠員が生じた場合の補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

（任務）

第３条　相談員の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

（１）学生・教職員のハラスメントの相談に応じる。

（２）前号の相談についてハラスメントの疑いが認められた場合は、直ちにハラスメント防止委員会に報告する。

（守秘義務）

第４条　相談員は、相談者のプライバシーの保護に努めるとともに、相談に関して知り得　たことを他に漏らしてはならない。

（事務）

第５条　ハラスメント相談員に関する事務は、総務課において処理する。

（雑則）

第６条　この細則に定めるもののほか、細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この細則は、令和３年４月１日から施行する。

２　福岡国際医療福祉大学ハラスメント相談員規程は、廃止する。

■　ハラスメント調査委員会規程〔大学〕

（目的）

第１条　福岡国際医療福祉大学における学生及び教職員に対するセクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメント（以下「ハラスメント」という。）を調査するために、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）」を置くことができる。

（調査委員会の設置）

第２条　学長は、ハラスメント防止委員会規程第２条第２項の報告を受け、必要があると判断した場合には、直ちに調査委員会を設置する。

（委員会の構成）

第３条　委員会の委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

（１）学長の指名する副学長、学部長、学科長、専攻科長

（２）事務部長

（３）学校法人高木学園人事部責任者

（４）その他学長が指名する者

（委員長）

第４条　調査委員会に委員長を置き、委員の中から学長が指名する。

（任務）

第５条　調査委員会は、学長から諮問された事案について、被害申し立て者並びに推定加害者として申し立てられている者との面談を行い、必要に応じて当該事例の関係者からも状況について事情を聞き、調査を行い、その結果を学長に報告する。

（報告）

第６条　学長は調査の結果を理事長に報告しなければならない。

（守秘義務）

第７条　委員は、当事者のプライバシーの保護に努め、調査の過程において知り得たことを一切他に漏らしたり、利用したりしてはならない。

（資料の保管）

第８条　調査並びに処理結果は公式記録として、総務課に保管する。

（事務）

第９条　調査委員会の事務は、総務課において処理する。

（雑則）

第１０条　この規程に定めるもののほか、調査委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

ハラスメント相談員

- 相談を希望する学生は，相談員のいずれかに直接，電話またはメールで連絡をとり，面談の期日と場所の約束をとりつけて下さい.
- 電話やメールで相談をすることはできません．必ず会って相談するようにして下さい.
- 相談は個人の秘密として守られ、問題解決の過程では常に相談者の意思が尊重されます。

☆相談員氏名と連絡先は学内掲示板にてお知らせします。

☆ハラスメント相談員はハラスメント相談のみに応じます。その他の相談は学生相談室で受けつけています。

☆くわしくは本冊子の 9～10 ページを参照して下さい。

● ハラスメント：しない／させない／ひとりで悩まない／ために

発行　　平成 23 年 3 月

改訂　　令和　3 年 4 月

学校法人 高木学園

制作　　柳川リハビリテーション学院・ハラスメント防止委員会

大川看護福祉専門学校・ハラスメント防止委員会

福岡国際医療福祉大学・ハラスメント防止委員会